

令和8年第5回さつま町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年5月22日(金) 午前9時30分～10時30分
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室
- 3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番		6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
9番	坂元 兼一	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	野間 菊昭
14番	池之野 智幸	15番	久保蘭 貴政	16番	水流 新藏
17番	内村 正二	18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	平島 賢一	25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番		30番	山口 治幸	31番	狩宿 悦男
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番					

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	後藤 博
農地係主事	中山 晴天
農地係主事	今村 圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (1名)

5番 前野 浩司

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (9件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について (4件)
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (19件)
- (4) 議案第4号 非農地証明願について (1件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和 8 年第 5 回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、5 番前野委員より欠席の申出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、10 名中 9 名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員 25 名のうち、29 番竹之内委員、35 番村上委員より欠席の申し出があり、23 名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、7 番山内美千代委員、8 番山崎博文委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
　　(なしの声あり)
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、1 ページから 3 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(今村) 　　　　議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明
5-1 番
所在：久富木字 [] 番、田、農振農用地区域内、923 m²、売買による所有権移転
5-2 番
所在：久富木字 [] 番 1、田、農振農用地区域内、447 m²、売買による所有権移転
5-3 番
所在：白男川字 [] 番 5、畑、農振農用地区域外、514 m²、贈与による所有権移転
5-4 番
所在：柏原字 [] 番 2、畑、農振農用地区域外、316 m²、所在：柏原字 [] 番 3、畑、農振農用地区域外、166 m²、売買による所有権移転
(空家付随農地の取得)
5-5 番
所在：柏原字 [] 番、畑、農振農用地区域内、2,356 m²、売買による

事務局
(今村)

る所有権移転

5-6 番

所在：中津川字■■■■番 2、田、農振農用地区域内、1,967 m²、所在：中津川字■■■■番、田、農振農用地区域内、970 m²、所在：中津川字■■■■番 1、田、農振農用地区域内、1,727 m²、売買による所有権移転

5-7 番

所在：中津川字■■■■番 1、田、農振農用地区域外、404 m²、所在：中津川字■■■■番、田、農振農用地区域内、1,077 m²、所在：中津川字■■■■番、田、農振農用地区域内、876 m²、所在：中津川字■■■■番 2、田、農振農用地区域内、1,689 m²、売買による所有権移転

5-8 番

所在：中津川字■■■■番 1、田、農振農用地区域内、2,125 m²、所在：中津川字■■■■番、田、農振農用地区域外、280 m²、所在：中津川字■■■■番 1、田、農振農用地区域外、159 m²、所在：中津川字■■■■番、田、農振農用地区域内、1,518 m²、所在：中津川字■■■■番、田、農振農用地区域内、1,207 m²、贈与による所有権移転

5-9 番

所在：中津川字■■■■番 1、畑、農振農用地区域内、1,488 m²、売買による所有権移転

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているとは判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-1 番、2 番、お願いします。

21 番委員

5-1 番について、■■■■さんは受人の■■■■さんと親戚で、よそに出ておられる関係で、この田んぼは、以前から■■■■さんが作付けされておりました。このこと、5-2 番の■■■■さんの田んぼも同じく、■■■■さんが作付けされていて、自分の田んぼと併せて2反6畝くらい、畦も取り払ってあって1枚の田んぼにされていました。そういった関係で、両方と相談した結果、売買で契約するということになりまして、5-1 番のほうは、そういった金額で話がついた。5-2 番のほうは、■■■■に住んでおられる方ですが、こちらをお願いしますということで、話がついたということで、田んぼに関しても、水の取り入れ、排水、それから境界、そういったところもしっかりされていましたので、問題無いと判断いたしました。以上です。

議長

5-3 番、お願いします。

17 番委員

5-3 番について、譲渡人と受人はいとお同士になります。譲渡人の■■■■さんは高校卒業後、就職のため自宅を離れ■■■■に在住です。そのため今回の畑についても管理されたことはなく、両親が管理されていましたが、二人とも亡くなったあとは、■■■■さんに管理をお願いしてありました。■■■■さんも体調が思わしくなく、この先の管理を考え、■■■■さんに贈与されることになりました。受人の■■■■さんは現在、当地区において、意欲的に農業を行っており、所有権の移転には問題は無いと思われまます。境界、用水路、進入路についても、自宅の隣接の土地ですので、問題ありません。以上です。

議長

5-4 番、お願いします。

26 番委員

5-4 番について、■■■さんは現在、■■■内に在住です。さつま町の空家バンクを利用して住宅を探していたんですが、柏原に見つかりました。早速購入しようと町に連絡したところ、隣接する畑も一緒に買ってくれと言われました。住宅だけのつもりでしたが、畑も買うことにし、畑は面積が狭いため野菜などを作りたいということでした。■■■さんがさつま町を選んだ理由は、独学で勉強して竹刀を作りたいと思い、竹の産地であるさつま町を選ばれたそうです。現地は、少し原野化している状態でしたけれども、それほど荒れている状態ではないと思いました。境界、進入路は問題ありませんでした。以上です。

議長

5-5 番、お願いします。

27 番委員

5-5 番について、■■■さんは、会社員で、お父さんが■■■さんです。お父さんは自動車修理工場をしまして、田んぼも 3 町歩くらいは作っていらっしゃる。この畑は自宅から 100m くらいで、■■■さんが、もう帰ってくることはないということで、畑を譲りたいということでした。境界、進入路等は何ら異常ありませんでした。以上です。

議長

5-6 番、7 番、お願いします。

32 番委員

5-6 番について、渡人の■■■さんは現在、■■■に住んでおられます。■■■に家があったのですが、会社員ということで農業はしてられません。親戚にこの圃場を作ってもらっていたのですが、今回、■■■さんが、息子さんも 2、3 年前から就農されて、面積を広げるということで、買ってくれないかと話を持って行ったところ、了承されたということです。境界、進入路、用排水等、問題はございませんでした。

5-7 番について、■■■さんの、この圃場ですが、今までも■■■さんが作っておられました。前から■■■さんに田んぼを買ってくれないか要望していたところ、今回、■■■さんもわかったということで、話がまとまったようです。境界、進入路、用排水等、問題はございませんでした。よろしくお願いします。

議長

5-8 番、9 番、お願いします。

33 番委員

5-8 番について、■■■さんと■■■さんはいとこ同士になります。この田んぼは■■■さんが以前から管理されて、耕作をされてきました。場所は、中津川の北の山の上の白猿というところで、石垣の段々田んぼで、とても見晴らしのいい場所です。余談ですが、皆さんも 1 回、行かれたら、けっこういい景色ですので、足を運んでみてください。田んぼにつきましては、境界、進入路、用排水、全て石垣に囲まれていますので、問題ありませんでした。

5-9 番について、■■■さんと■■■さんは何も関係はないんですが、■■■さんが、畑を作る余力がないということで、荒れている状態で、■■■さんは、2、3 ヶ月前も近くの畑を買われて、茶畑にしたいということで、今回も■■■さんが規模拡大をしたいということで、■■■さんに話がいったみたいです。こちらも、進入路、境界、用排水等、問題ありませんでした。よろしくお願いします。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長

(なしの声あり)

よろしいですか。無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5-1番から9番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5-1番から9番は、許可することに決定いたします。

次に、4ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-1番を議題といたします。

なお、5-1番から4番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(後藤)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4ページ、5-1番から4番について説明

5-1番から5-4番は、事業計画見直し検討のため申請取下げ

議長

4ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-1番から4番は、申請者都合により、申請取下げとなりました。

次に、5ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-5番を議題といたします。

なお、5-5番から8番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(後藤)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5ページ、5-5番から8番について説明

5-5番

所在：時吉字■■■■番1、田、農振農用地区域外、276㎡、所在：時吉字■■■■番2、田、農振農用地区域外、611㎡、地種：第1種農地、形態：転用、用途：店舗用地、施設：店舗、施設面積：887㎡、申請事由：申請地を借り受け（賃貸借権設定）、店舗を設置したい。期間：令和8年8月から30年間

5-6番

所在：時吉字■■■■番、田、農振農用地区域外、1,209㎡、地種：第1種農地、形態：転用、用途：店舗用地、施設：店舗、施設面積：1,209㎡、申請事由：申請地を借り受け（賃貸借権設定）、店舗を設置したい。期間：令和8年8月から30年間

5-7番

所在：時吉字■■■■番、田、農振農用地区域外、836㎡、地種：第1種農地、形態：転用、用途：店舗用地、施設：店舗、施設面積：836㎡、申請事由：申請地を借り受け（賃貸借権設定）、店舗を設置したい。期間：令和8年8月から30年間

5-9番

所在：時吉字■■■■番1、田、農振農用地区域外、2,952㎡、地種：第1種農地、形態：転用、用途：店舗用地、施設：店舗、施設面積：2,952㎡、申請事由：申請地を借り受け（賃貸借権設定）、店舗を設置したい。期間：令和8年8月から30年間

事務局
(後藤) 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-5番から8番、お願いします。

11番委員 申請地は、さつま町の■■■■と■■■■の間くらいにありまして、国道■■■■号に面しております。あと2面は農道に囲まれて、1面は3反歩くらい水稻を耕作してあるところでありまして。排水路について、現地調査のときに用水路が小さいのではないかという話がありましたけれども、貯水池を設置してそれから排水していくということでした。今まで、私がここを耕作していたんですが、大雨のときでも、そんなに問題はありませんでした。この地域は第1種農地であります。数年前より、時吉区の話し合いで、中山間とか地域計画等の事業を外してあります。進入路等も問題無いと思います。よろしくをお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(後藤) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。また、5-5番から8番までは、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

3番委員 5-5番から5-8番の中で、店舗が建つところと駐車場になるところがあるわけですけど、店舗が建つところは宅地、駐車場は雑種地になりますが、賃貸借なので、貸している人の固定資産税が変わってくるのかなと思いますが、そういうことが分かりますか。

事務局長 そこまでは、調べておりませんでした。

事務局
(後藤) 部分的ではなくて、建物が建って、同じ敷地にあるということで、宅地扱いになると思います。

議長 他に、ございませんか。

21番委員 この回りはまだ、田んぼが残ると思うんですが、最近、時吉方面もドローンなんかが入ってきて、農薬散布、飛散防止はされると思うんですが、駐車場とか建屋ができると、周りからの薬の飛散で、ふってくれるなということがないのか、確認でした。

議長 地元の意見等を含めて、説明してください。

11番委員 周辺は、まだまだ田んぼが結構残っています。道路沿いは先ほどお話をしたように、いろんな業者が入ってくるような話が出ていて、今言ったような事業は全部外そうと、時吉区の農業の総会の中でも話が出ています。

- 11 番委員 今言われたような話は、時吉地区にドローンを入れるとか、そういうのはあると思います。時吉区の農業の総会の中では、そういう施設ができるのは問題は無いということで話は進めていますけど、そういうのが出てくる可能性はあります。
- 議長 地元の意見としては、今言われたようなことです。今後、懸念される事態が出た場合は、それぞれで対応を図っていただくということになるかと思えます。他には、ございませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。無いようですので、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-5番から8番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-5番から8番は、許可することに決定いたしました。
なお、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-5番から8番までは、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。
- 次に、6ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (中山) 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の6ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明
- 議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定を議題といたします。
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が6件ありますので、その案件を先に審議いたします。
まず初めに、7ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、5-2番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (中山) 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7ページ、5-2番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の5-2番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の5-2番は、妥当とすることに決定いたします。
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}
- 次に、7ページから8ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の5-6番から7番を議題といたします。

議長

■■■■ 委員の退室をお願いします。{■■■■ 委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(中山)

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 7 ページから 8 ページ、5-6 番から 7 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-6 番から 7 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-6 番から 7 番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■ 委員の入室をお願いします。{■■■■ 委員入室}

次に、8 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-13 番から 15 番を議題といたします。

■■■■ 委員の退室をお願いします。{■■■■ 委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(中山)

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 8 ページ、5-13 番から 15 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-13 番から 15 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-13 番から 15 番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■ 委員の入室をお願いします。{■■■■ 委員入室}

次に、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 7 ページから 10 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(中山)

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 7 ページから 10 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集

議長

積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、11 ページ、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(後藤)

議案第4号「非農地証明願について」の11 ページ、5-1 番について説明
5-1 番

所在：泊野字 [] 番、田、農振農用地区域外、1,414 m²、判定地目：原野、利用状況：現在、耕作放棄地である。

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。5-1 番、お願いします。

18 番委員

現地は、北側が国道 [] 号と、南側が [] 川に挟まれた狭い地域にあります。上流のほうに田畑が広がっていましたが、数十年前より原野化されております。上流の600mくらい上から、パイプで水を引いて耕作されていましたが、5、6年前より、シカ、イノシシでパイプの破損、外れが多く、4年前から耕作を放棄されている状態でした。現在は、北側の3分の1くらいのところに竹が生えて、田んぼの中に侵入し、復帰が難しい状態になっておりますので、原野ということで、皆さんの了解をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長

ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。無いようですので、採決いたします。

議案第4号「非農地証明願について」の5-1 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の5-1 番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局から議案はありませんか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。

(なしの声あり)

事務局から事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・令和7年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況とその他事務の実施状況の公表について（提案～協議～決定）
- ・活動記録の徹底について（農家等への意向調査、利用状況巡視など）
- ・農地バンク関連貸借の確認書について（提出再確認）
- ・遊休農地等拾い出し作業について（オレンジカード提出、7月末締切）

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和8年第5回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員
